

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

性能向上計画認定及び基準適合表示認定の 手続き等の手引き

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、省エネ性能向上計画認定（以下、性能向上計画認定）及びエネルギー消費性能の表示認定（以下、基準適合表示認定）を柱とする法律です。

「性能向上計画認定」を受けるためには、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し、札幌市長に申請します。

「性能向上計画認定」を受けた建築物については以下の優遇措置があります。

- 容積率の特例



「基準適合表示認定」を受けるためには、既存建築物が建築設備の一次エネルギー消費量等の基準に適合している旨を技術的審査機関より適合証をもらい、札幌市長に申請します。

「基準適合表示認定」を受けた建築物は右下図に示すような表示を行うことができます。

（お問い合わせ先）

市役所本庁舎 2F南側

都市局建築指導部建築確認課

設備確認担当

電話 011-211-2846



1 認定基準

「性能向上計画認定」

項目	法令の条項	基準
誘導基準	法35条1項第1号	断熱等性能や建築物のエネルギー消費性能が誘導基準に適合することが確保されていること。
基本方針	法35条1項第2号	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の基本的な方針に照らし、適切なものであること。
資金計画	法35条1項第3号	エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切な資金計画であること。

「基準適合表示認定」

項目	法令の条項	基準
エネルギー消費性能基準	法41条1項第1号	建築物のエネルギー消費性能が消費性能基準に適合することが確保されていること。（平成28年4月1日以降に建てられた住宅は断熱等性能基準も含む）

2 認定の対象について

1) 対象建築物

性能向上計画認定：すべての建築物

基準適合表示認定：既存建築物

2) 対象の建築行為

性能向上計画認定：新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修

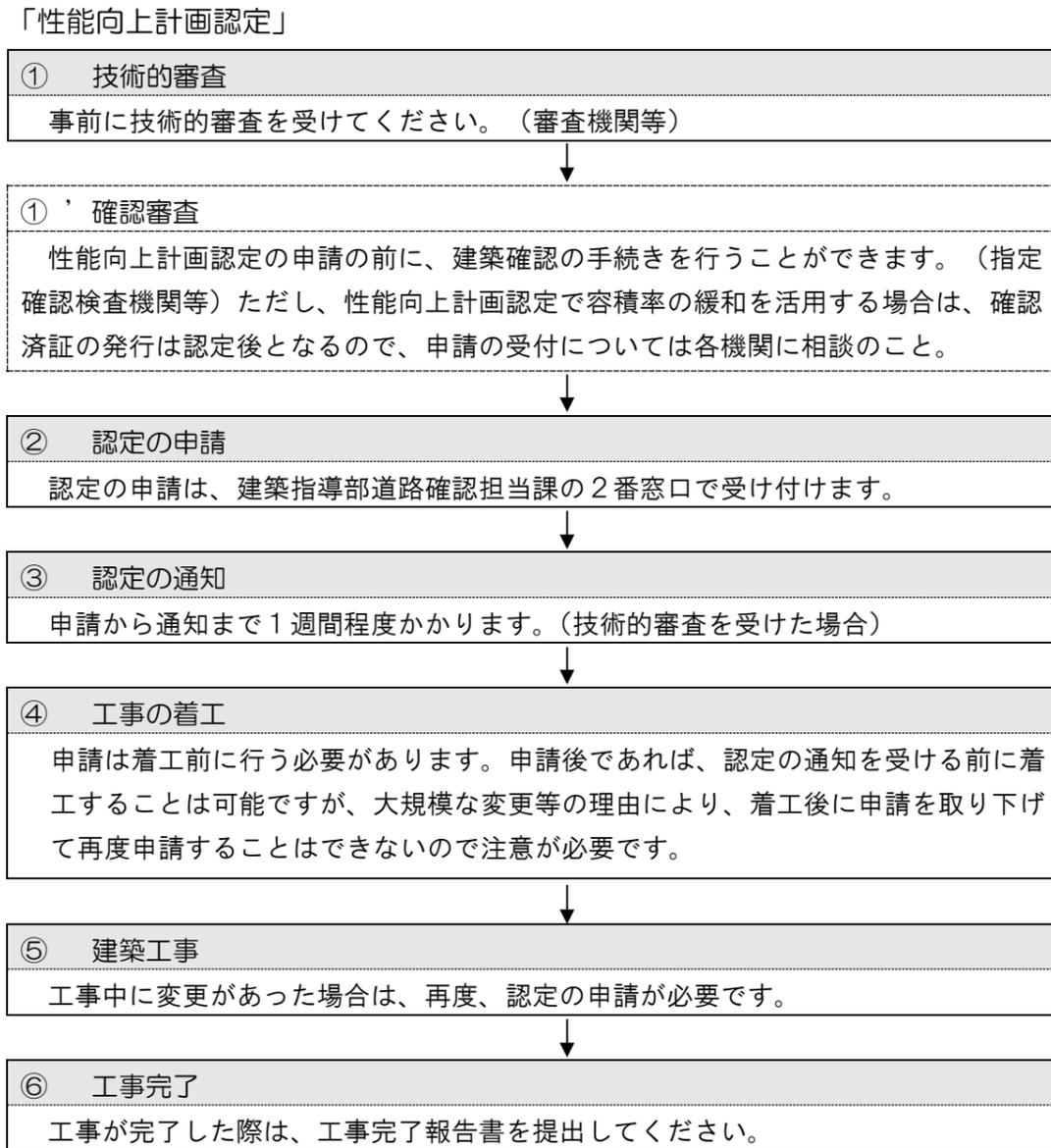
基準適合表示認定：無し

3) 認定の単位について

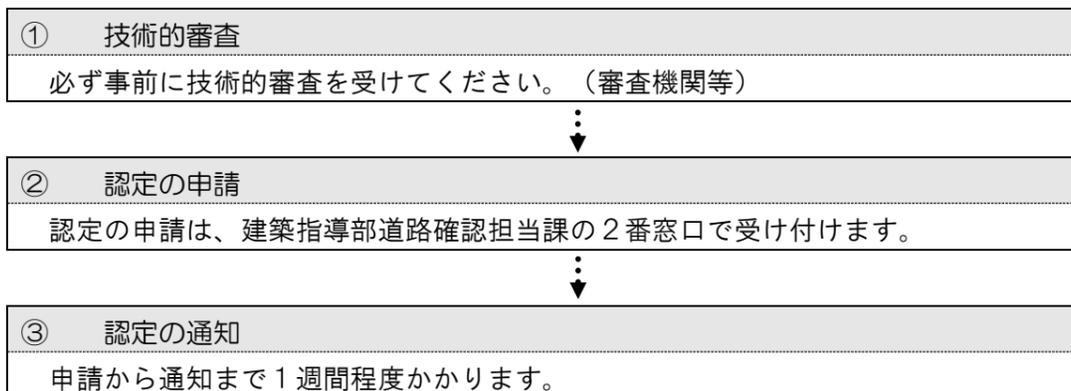
性能向上計画認定：①戸建住宅、②共同住宅等（住棟単位）、③非住宅建築物
④複合建築物（建築物全体 or 非住宅全体 or 住宅全体）

基準適合表示認定：①戸建住宅、②共同住宅の住棟全体、③非住宅建築物、
④複合建築物全体

3 申請手続きの流れ



「基準適合表示認定」



4 技術的審査を行える審査機関について

- (1) 住宅部分
 - ・登録住宅性能評価機関
- (2) 住宅部分・非住宅部分
 - ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関

詳しくは住宅性能評価・表示協会のホームページをご参照ください。

【住宅性能評価・表示協会】（登録建築物エネルギー消費性能判定機関）

https://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/shinsei_madoguchi.php

【住宅性能評価・表示協会】（登録住宅性能評価機関）

https://www.hyoukakyokai.or.jp/kan/hyouka_search.php

5 申請に必要な書類

添付図書等	部数	内容等（図面には縮尺を明示）
①認定申請書	正・副	性能向上計画認定の場合：規則第33号様式 基準適合表示認定の場合：規則第37号様式
②委任状	1部	申請者が手続きを他者に委任する場合
③適合証	原本・写	審査機関等の技術的審査を受けた場合
④設計内容説明書	2部	建築物の構造及び設備が基準に適合していることの説明
⑤付近見取図、配置図	2部	方位、道路及び目標となる地物
⑥仕様書（仕上げ表）	2部	部材及び基準に適合するための設備等及び措置の種別等
⑦各階平面図、立面図	2部	間取り、外壁、開口部等の仕様及びその範囲と面積等
⑧床面積求積図	2部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑨用途別床面積表	2部	複数の用途を有する建築物の場合の用途別床面積一覧表
⑩断面図又は矩計図	2部	建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ等
⑪各部詳細図	2部	断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法、各種設備の構造
⑫各種計算書等	2部	建築物の構造及び設備が基準に適合することを示す資料及び一次エネルギー消費量の計算書等
⑬各種設備機器表及び平面図、系統図	2部	住宅：暖冷房、換気、照明、給湯 非住宅：空調、換気、照明、給湯、昇降機の性能、配置等
⑭検査済証（写し）	1部	既存の建物に関わる認定には検査済証 ※所管行政庁が必要と認める書類（建築物省エネ法施行規則第23条第1項及び第30条第1項より）

※1 性能向上計画認定で技術的審査を受けていない場合は、④から⑬までの図書は3部必要。

※2 基準適合表示認定を申請する場合には、③適合証及び⑭検査済証の添付は必須となります。